11月11日から11月17日は
「部落差別解消啓発週間」です

～美祢市福祉課人権推進室～



改めて
部落差別解消について考えてみませんか

部落差別とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

部落差別を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

部落差別やえせ同和行為を含む　様々な人権問題についての相談

みんなの人権110番ナビタイヤル

0570-003-110

事例 1
結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けるなどの事案が発生しています。



事例 2
差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。



事例 3
差別落書き等

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれるといった事案が発生しています。



事例 4
えせ同和行為

「えせ同和行為」は、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄附金を強要するなどの行為です。



事例 5
ネット差別

特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除されることが難しいため、問題となっています。



事例 6
土地差別

偏見や思い込みなどから、不動産取引において同和地区やその周辺の土地を避けたり、差別意識に基づいて土地の調査（土地差別調査）を行ったりする行為が挙げられます。



「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日から施行されました

部落差別の解消の推進に関する法律
（平成28年法律第109号）



（目的）

第一条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条　国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



美祢市人権に関する市民意識調査（令和4年度）報告

（※部落差別に関する部分抜粋）

【 調査の概要 】

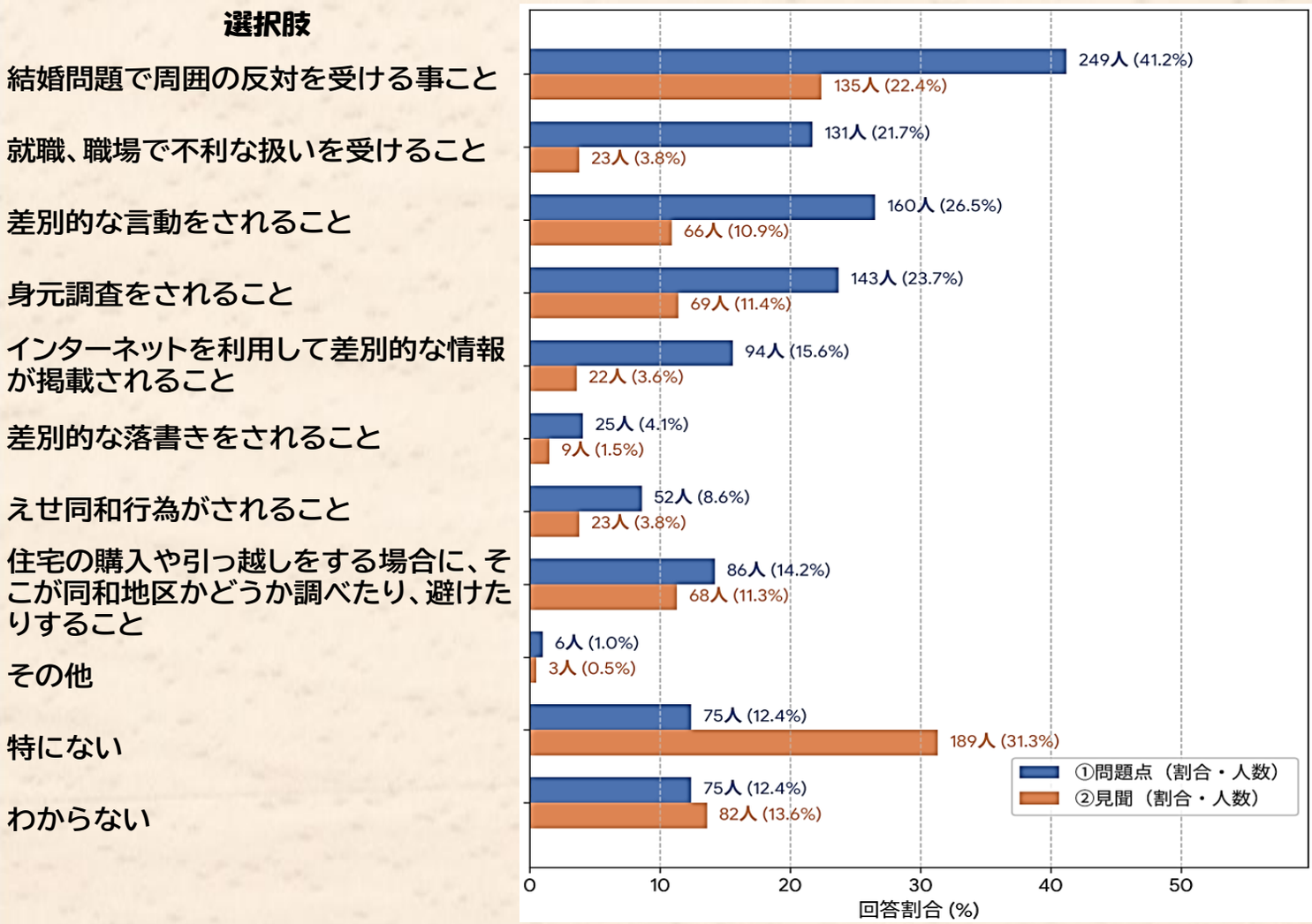
(調査の方法･回収状況)

（１）調査地域 ： 美祢市全域
（２）調査期間 ： 令和5年2月16日から令和5年3月15日
（３）調査票配布数 ： 1,500票
（４）回収数（回収率） ： 604票 （40.4%）



【 調査の結果 】 同和問題に関する人権上の問題点と見聞について（抜粋）

① 同和問題に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。
② 過去5年間に、実際に見聞きしたものがありますか。（①②とも✓は3つまで）



- **見聞きした経験について、「結婚問題で周囲の反対を受けること」（22.4%）が最も高く、次いで、「身元調査をされること」（11.4%）、「住宅の購入や引っ越しをする場合に、そこが同和地区かどうか調べたり、避けたりすること」（11.3%）の順となっている。**
- **実際に見聞きした「見聞」と「問題点」を比較すると、具体的な事象を表す選択肢の回答割合については、すべて「見聞」が「問題点」を大きく下回っている。**
- **「特にない」が31.3%に上っており、偏見や差別の解消に向けた継続的な啓発が求められる。**